

令和4年度第3回
富田林市都市計画審議会

議 案 書 資 料

日時 : 令和5年2月14日(火) 午前10時00分から
場所 : 富田林市役所 2階 全員協議会室

令和4年度第3回
富田林市都市計画審議会
付議・諮問案件資料一覧表

議案書資料 番号	案 件 名	決定 権者	頁
議案書資料1	南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）	市	1
議案書資料2	富田林市立地適正化計画について（諮問）	市	1 1

「議第1号」

南部大阪都市計画下水道の変更
について（付議）



公共下水道とは

〈下水道法第2条第3号〉

- ・主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
- ・主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

下水道事業を行うための手続

基本計画の作成  都市計画決定

 下水道事業計画の策定  都市計画事業の認可

※下水道法

※都市計画法

第4条第1項

第59条第1項

下水道事業計画の策定とは

〈下水道法第4条第1項〉

公共下水道を管理する者は、公共下水道を設置するときは、あらかじめ事業計画を定めなければならない。

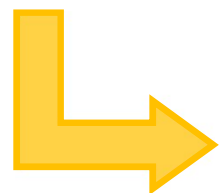
都市計画事業の認可とは

〈都市計画法第59条第1項〉

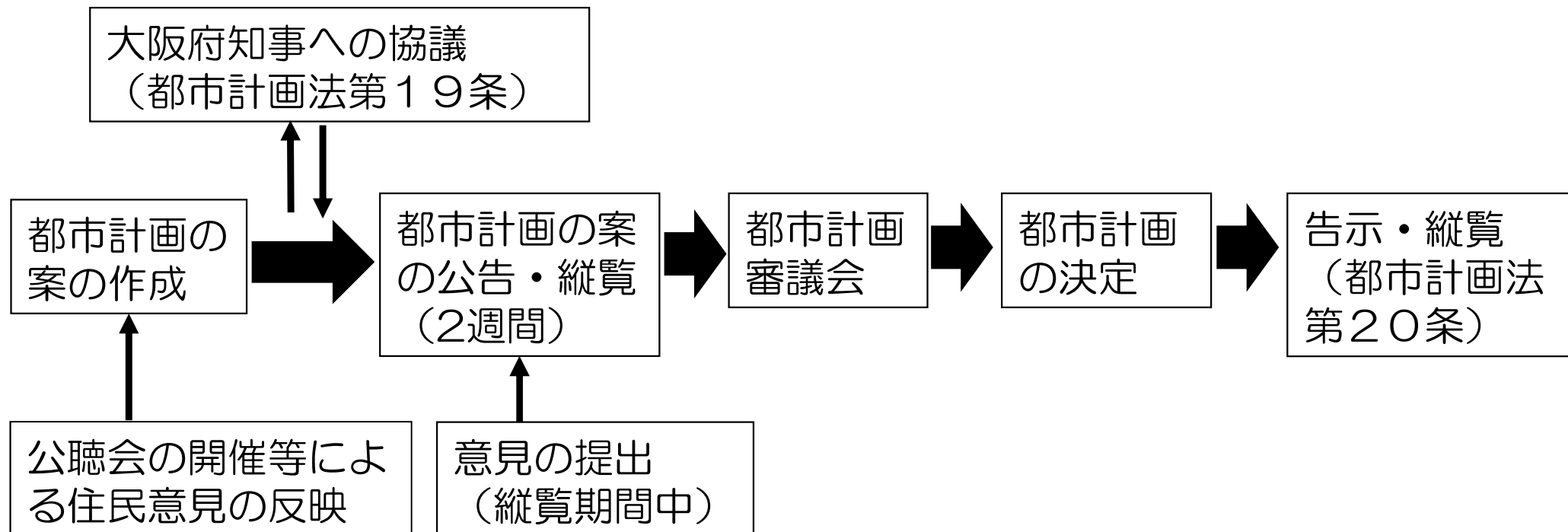
都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する。

都市計画決定までの流れ

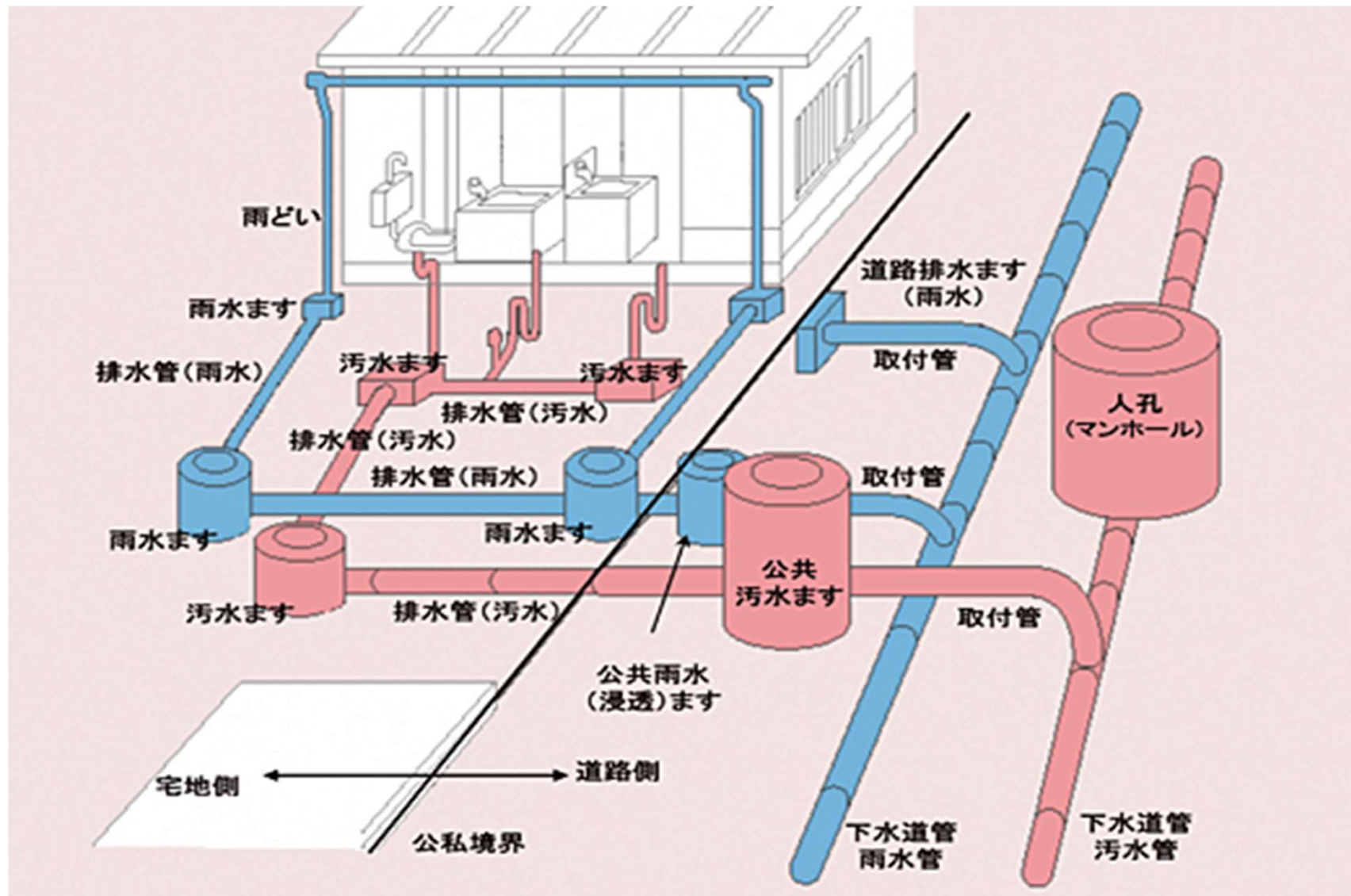
下水道は、都市計画法第4条に定められる都市施設であり、都市計画で定められた場合は、都市計画施設となります。



市が下水道の都市計画決定を行う場合には、大阪府知事への協議、案の公告及び縦覧、都市計画審議会の審議を経て決定されます。



下水道の仕組みについて



出典：東京都下水道局HP

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d3/kankou/2016tokyo/02/index.html>

単独公共下水道と流域関連公共下水道について



●大阪府施行(赤字)

流域下水道

流域幹線管渠、ポンプ場、
終末処理場等の建設・維持
管理

●市町村施行(青字)

流域関連公共下水道




枝線管渠、ポンプ場等の建
設・維持管理

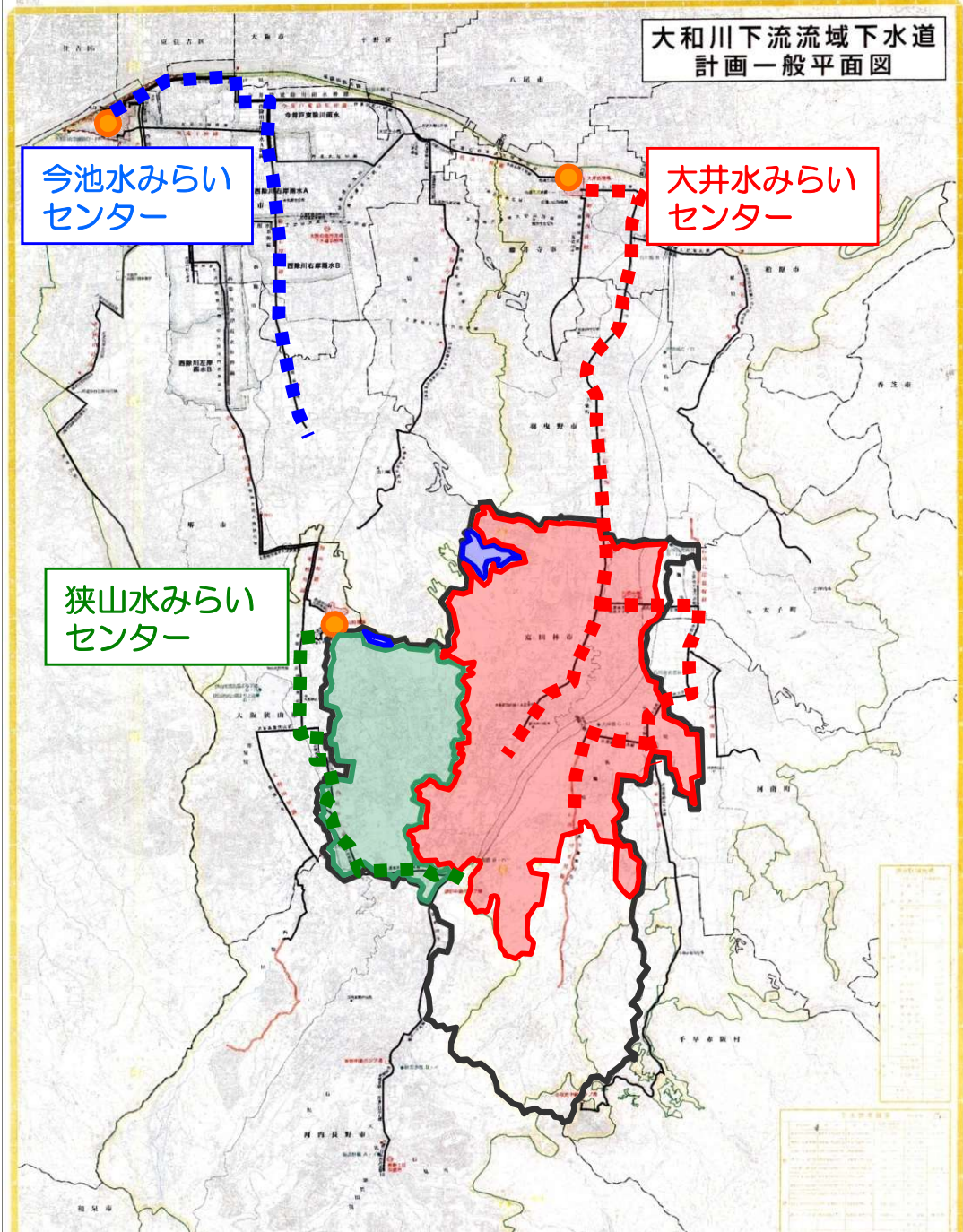
上記の他、府施行分の建
設・維持管理費の負担

出典：大阪府下水道室HP

https://www.pref.osaka.lg.jp/gesui_jigyo/point/gesui_shikumi.html

富田林市公共下水道の状況

処理区	名称	凡例
狭山 処理区	大和川下流 南部流域 関連公共下水道	
大井 処理区	大和川下流 東部流域 関連公共下水道	
今池 処理区	大和川下流 西部流域 関連公共下水道	



富田林市の公共下水道の実施状況

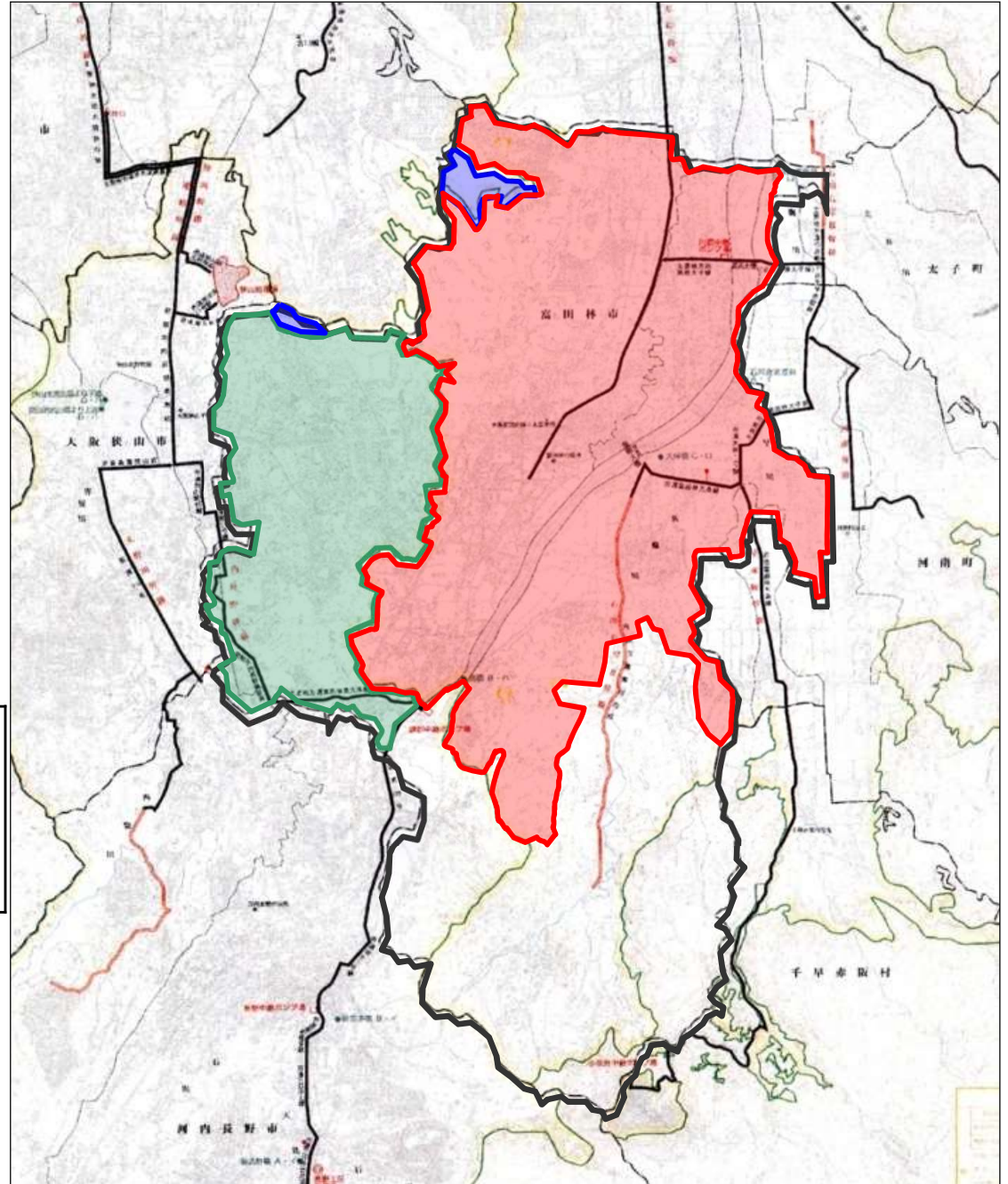
処理区	市街化区域 の整備率 (面積)	下水道 処理人口 普及率
狭山 処理区	99%	99.1%
大井 処理区	99%	95.3%

※下水道処理人口普及率とは、下水道を使用できる人口を、行政人口で割った値です。ここでは行政人口ではなく、処理区内の人口で割っております。

市全体 (汚水処理人口 普及率)	97.1%
------------------------	-------

※汚水処理人口普及率とは、下水道を使用できる人口に、合併処理浄化槽の人口も加えた人口を、行政人口で割った値になります。

(令和3年度末時点)

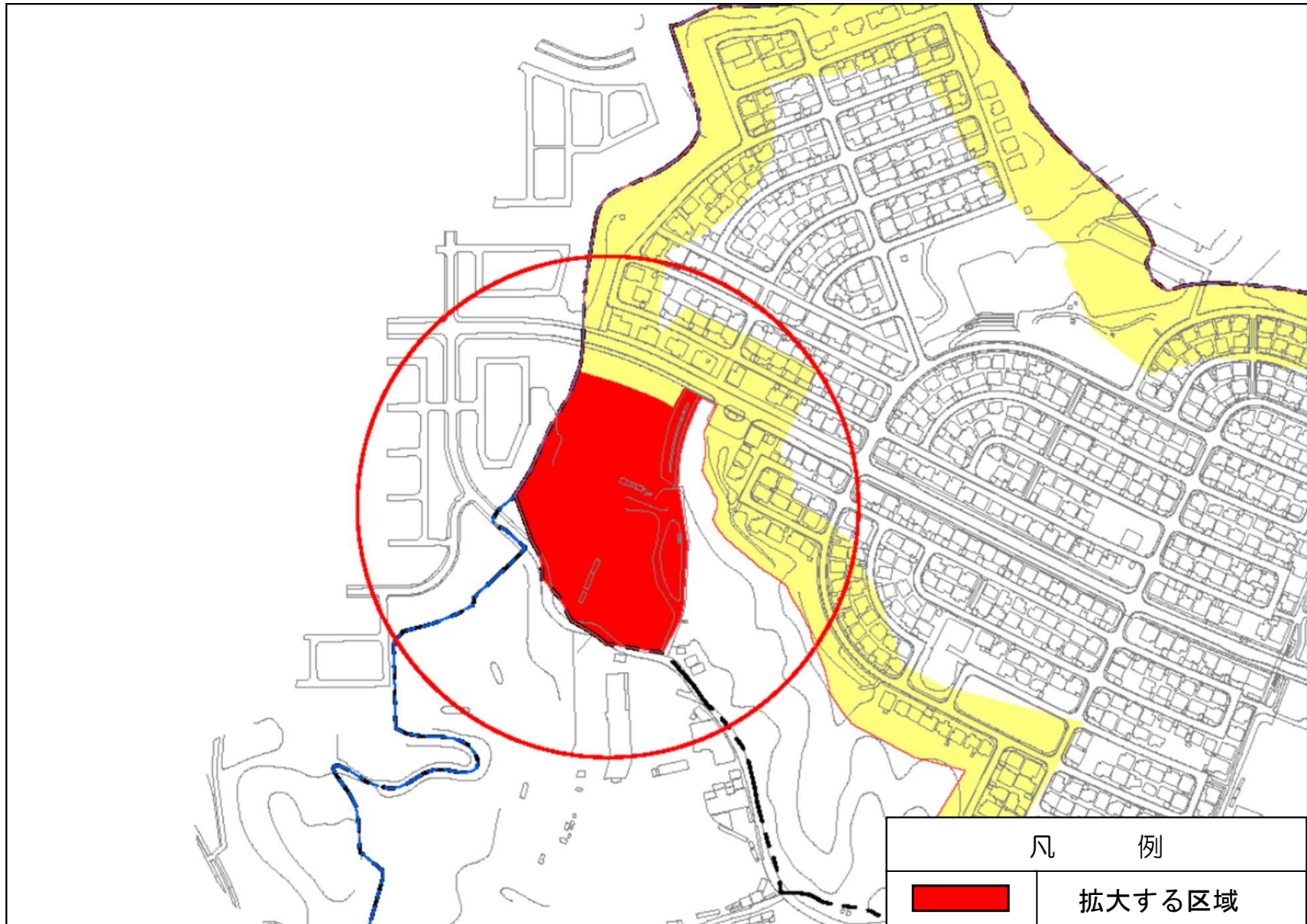


○大和川下流東部流域関連公共下水道



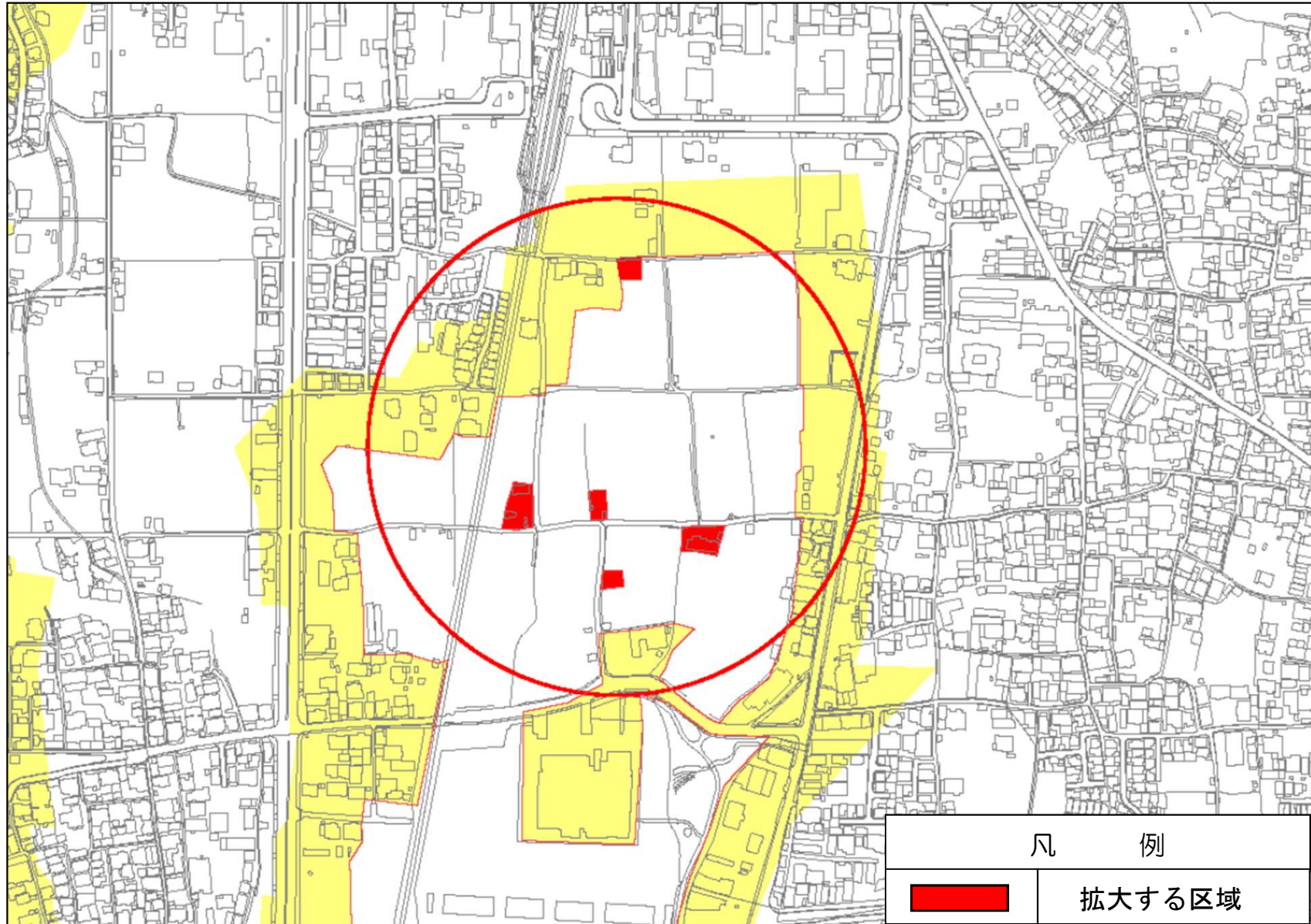
○大和川下流東部流域関連公共下水道

■梅の里地区



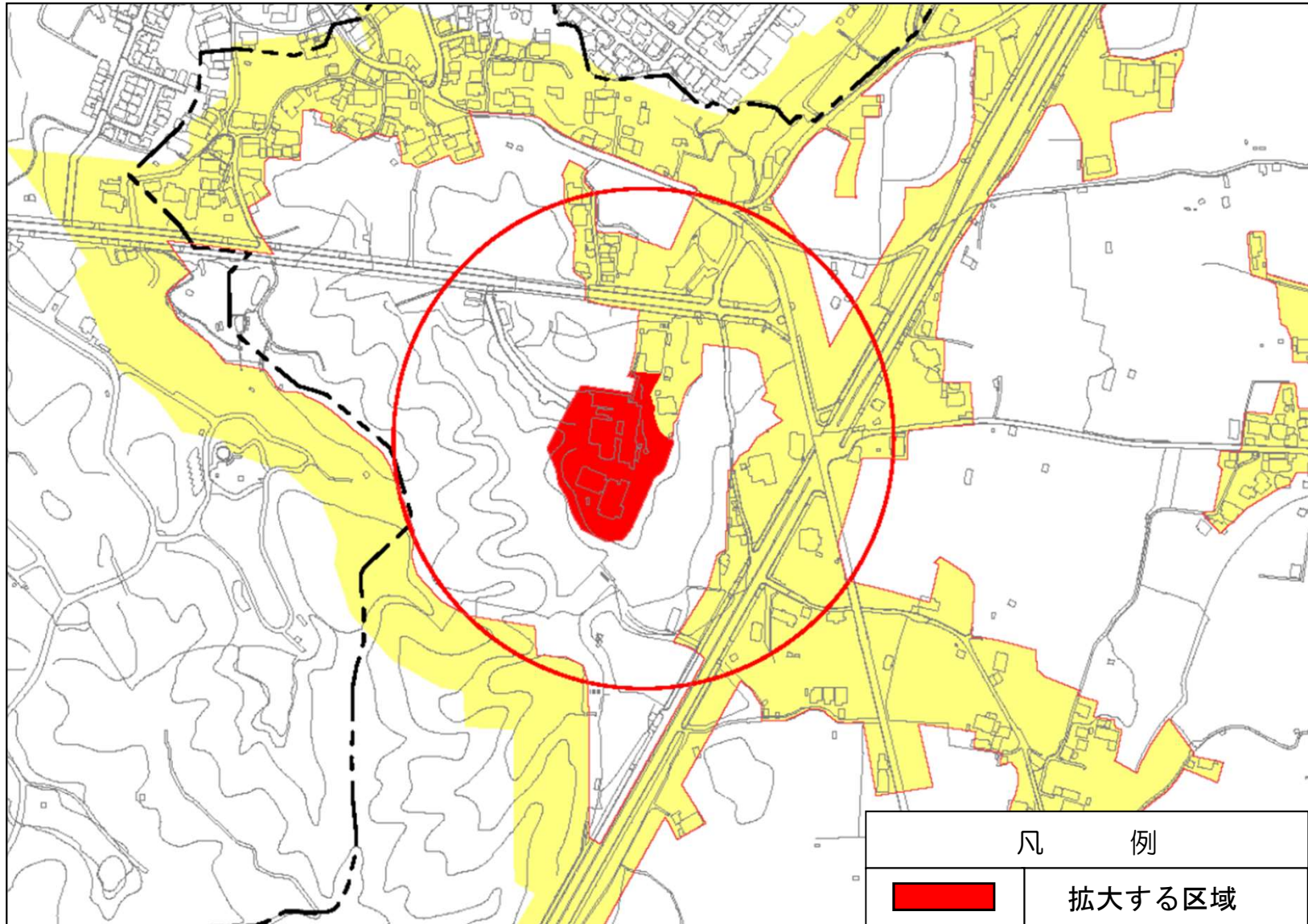
○大和川下流東部流域関連公共下水道

■桜井町地区



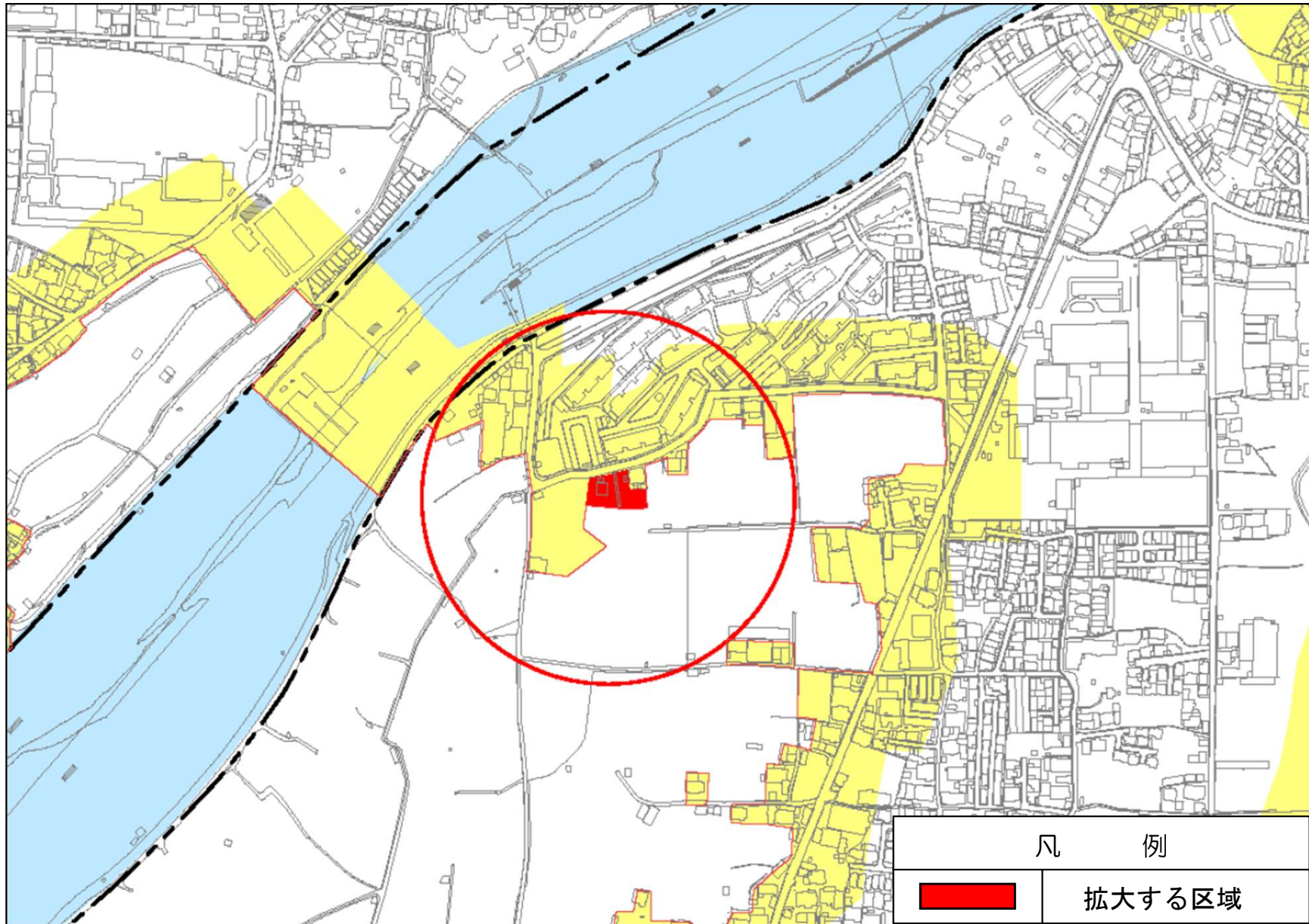
○大和川下流東部流域関連公共下水道

■甘山地区



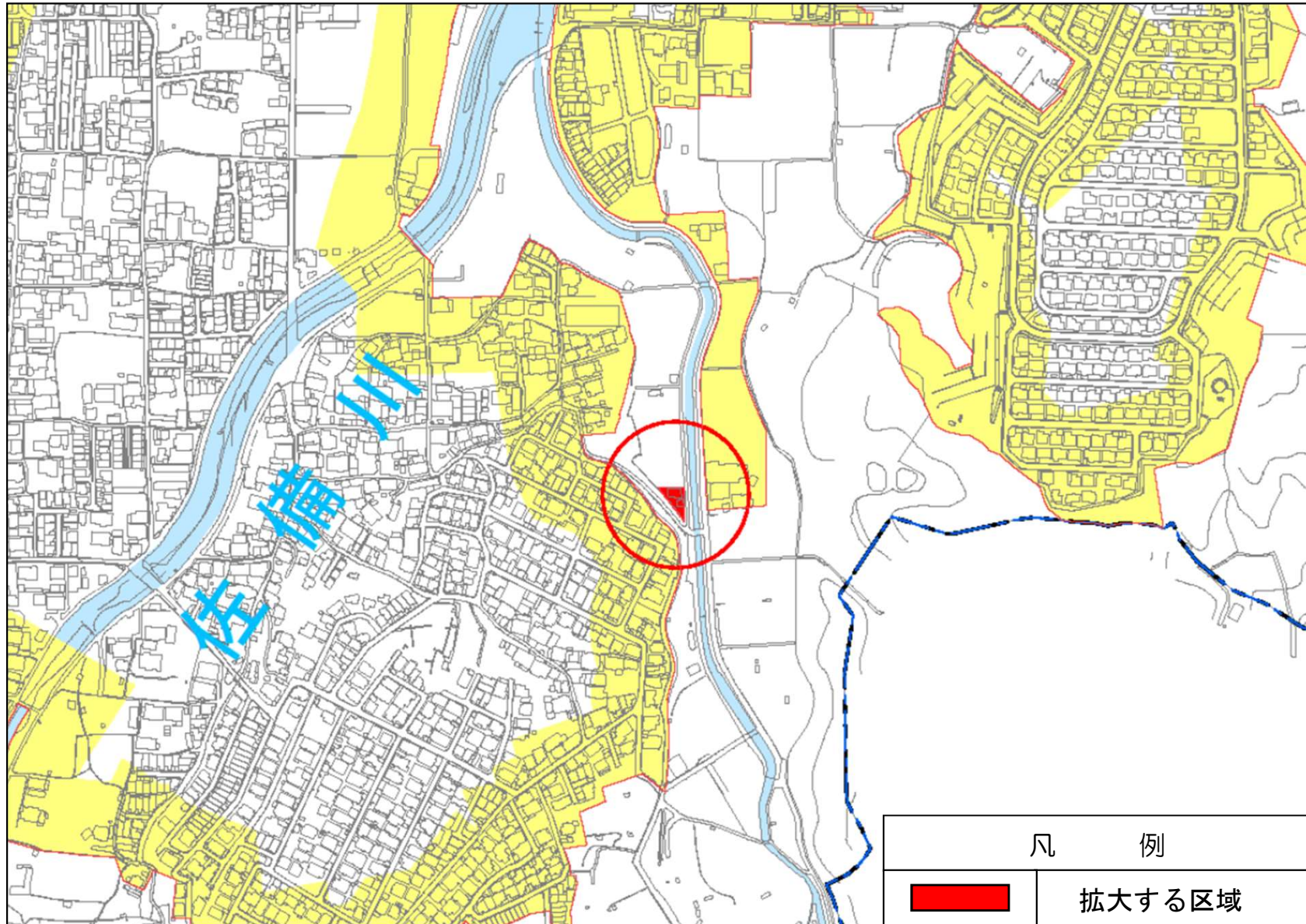
○大和川下流東部流域関連公共下水道

■西板持町地区



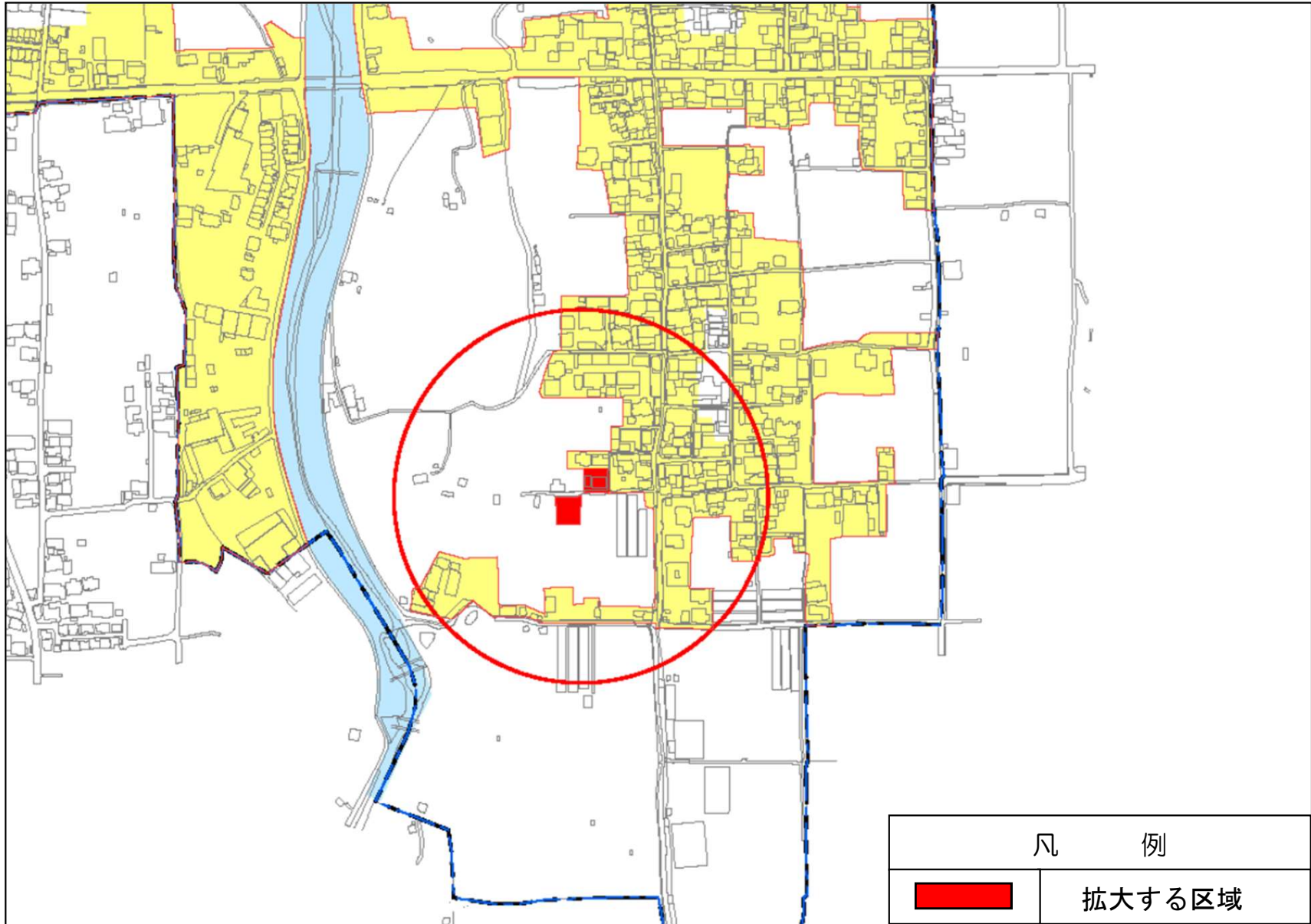
○大和川下流東部流域関連公共下水道

■東板持町地区



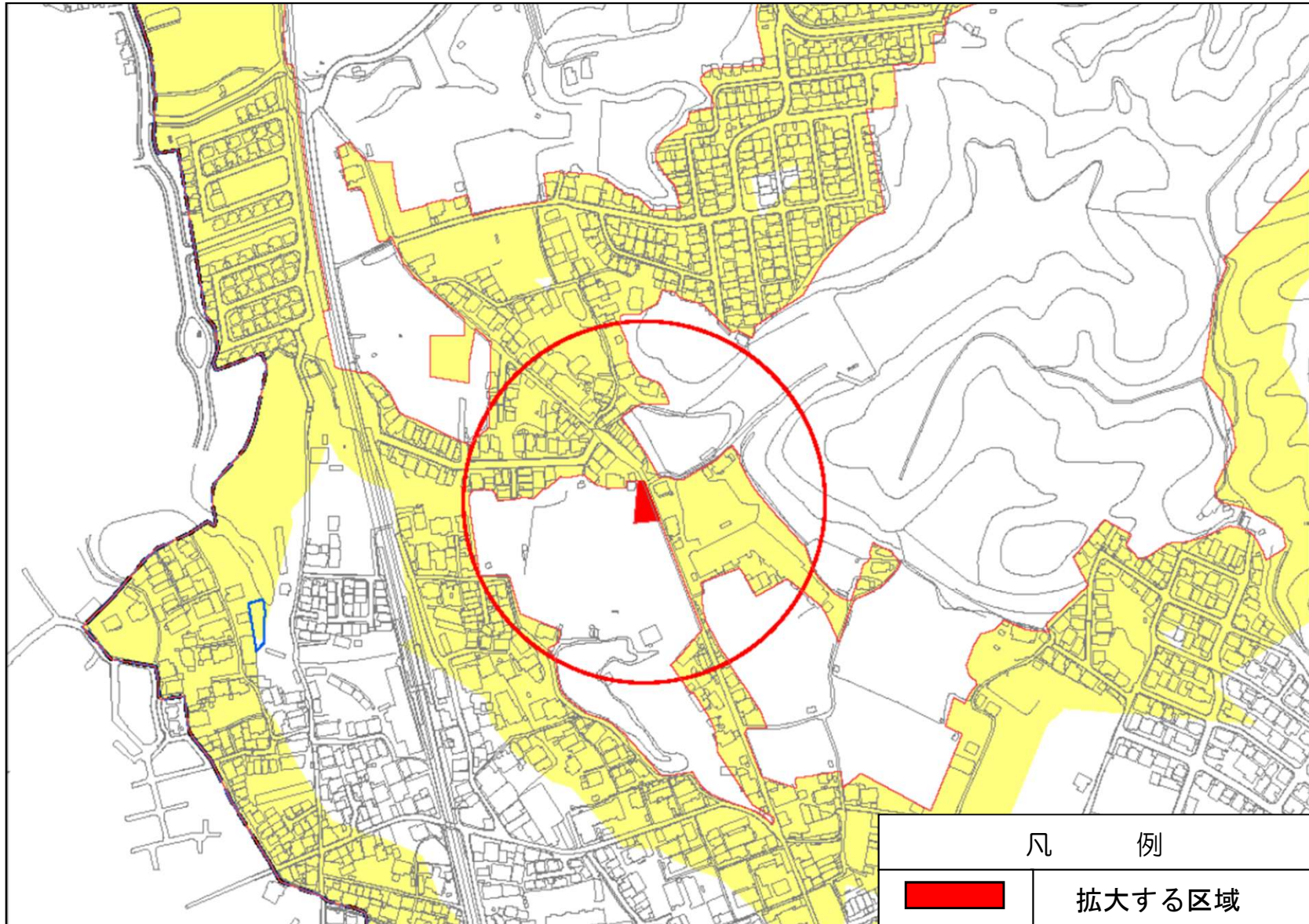
○大和川下流東部流域関連公共下水道

■別井地区



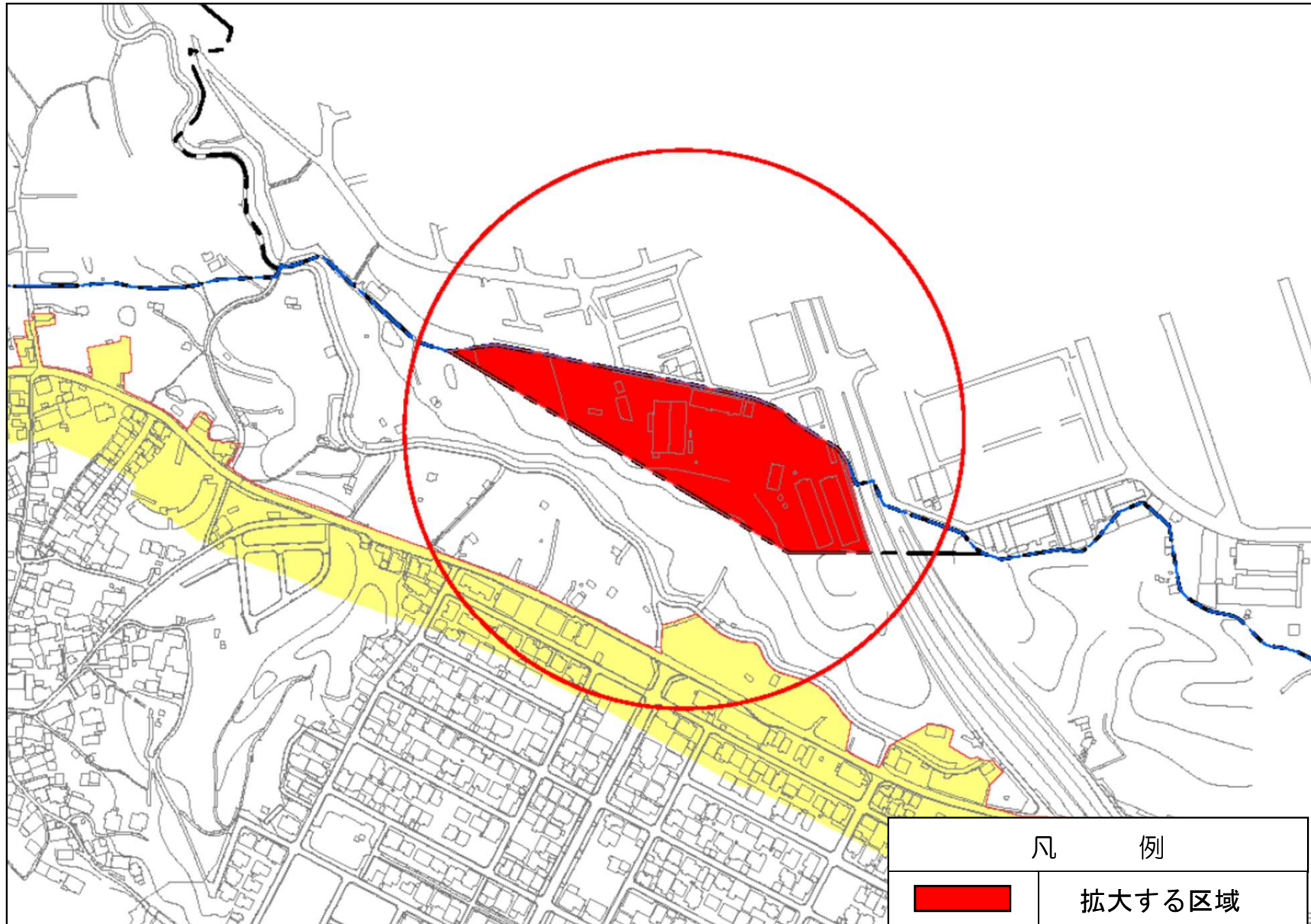
○大和川下流南部流域関連公共下水道

■須賀地区



○大和川下流西部流域関連公共下水道

■大字甘山地区



南部大阪都市計画下水道の変更について

南部大阪都市計画下水道を次のように変更する。

区 域	面 積	備 考
東 部 (大井処理区)	変更前：約1,336ha 変更後：約1,339ha	約3.55ha拡大
南 部 (狭山処理区)	変更前：約713ha 変更後：約713ha	約0.03ha拡大
西 部 (今池処理区)	変更前：約8ha 変更後：約10ha	約2.23ha拡大

これまでの流れと今後の予定について

都市計画図書（原案）の作成

大阪府と下協議 【大阪都市計画局の意見を都市計画図書（原案）へ反映】

大阪府知事と事前協議 【意見なし】

都市計画法第16条に基づく原案の公告・縦覧

【縦覧期間：
令和4年12月23日～令和5年1月4日
→意見・申出なし】

都市計画図書（原案）の確定

都市計画法第19条に基づく大阪府知事への協議 【意見なし】

都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧
住民及び利害関係者から意見書の提出

公告：令和5年1月20日
縦覧期間：
令和5年1月20日～2月3日
→意見なし

都市計画案の確定

都市計画審議会への付議

令和5年2月14日

議決

都市計画決定

都市計画決定の告示

大阪府知事へ都市計画図書の送付

【富田林市立地適正化計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果について】

「富田林市立地適正化計画（素案）」に対する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1. 実施期間 令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

2. 実施結果

提出方法	人数	件数
郵送		
FAX		
メール	1	4
持参		
合計	1	4

3. 意見の概要と市の見解

件数	該当ヵ所	意見概要	市の見解
1	概要版 P6 都市機能誘導区域と誘導施設	<p>本市の立地特性を活かして、子育て世代に優しい都市とすることにより、子育て世代の移住促進を図り急激な人口減少に歯止めをかけることを目指します。</p> <p>そのために、金剛西地域都市機能誘導区域及び富田林駅都市機能誘導区域に誘導施設として「●保育拠点施設」を置き、働く若い世代を応援してはと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、鉄道駅近くに保育拠点施設を整備することは、子育て世代にとって、非常に効果のあるものであると考えます。</p> <p>この点について、本市では、保育拠点は、既に居住している住民の方の利便性を勘案し、都市機能誘導区域のみならず、市域全域に立地が必要との認識です。</p> <p>したがって、立地適正化計画で、都市機能誘導区域内の誘導施設として位置づけた場合、他の地域で当該誘導施設を建築等する場合、届出が必要となります。このため、誘導施設としては位置づけをしていない状況です。</p>

件数	該当カ所	意見概要	市の見解
2	概要版 P7 居住誘導のための施策	<p>居住誘導区域の一つ金剛地区は、全戸数 8,732 戸中、UR 集合住宅 5,030 戸（58%）を占め、古く時代のニーズに合わないファミリータイプの 5 階建て中層住宅であることが、若い世代の住宅需要に応えることができない要因の一つになっていると思います。</p> <p>本市へ若い世代が移住したいと思う都市とするために、「●若い世代が居住したくなる住宅及び住宅環境整備」を施策として掲げ、公的住宅施策に責任を有する UR 団地整備をその目的に向け誘導する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、居住誘導区域である金剛地区については、UR 集合住宅が多くを占めています。そのような中で、本市金剛地区再生指針の中でも、若年世帯向けの改修住戸の供給等の検討が、取組みの方向として示されています。</p> <p>したがって、本編の 83 ページに、「高齢者、障がい者」のみならず、「若者世帯」を加えることとします。</p>
3	概要版 P8 地域振興のための施策	<p>本市寺内町は、全国に 126 か所ある重要伝統的建造物群保存地区の内、大阪府下で唯一の地区です。周辺の歴史資産を含め、古代から中世にかけて南河内の中心として栄えた歴史文化資産を他市との観光に係る広域連携により「●観光の振興」として活用することで地域振興に資することができると思料します。</p> <p>特に巨額を投じる新庁舎建替は、寺内町を含めた面的整備計画の下に進めて、本市の貴重な歴史的な文化資産を活かした観光振興にも資するよう配慮する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市寺内町は、大阪府下で唯一伝統的建造物群保存地区に指定されたたいへん貴重な資源であると認識しています。</p> <p>この点、「観光の振興」につきましては、本編の 65 ページに富田林駅周辺の方針として、「歴史遺産等を活かし、賑わいを創出します。」としています。具体的な観光施策につきましては、「富田林市観光ビジョン」に基づき実施致します。</p>

件数	該当カ所	意見概要	市の見解
4	概要版 P8 交通ネットワークのための施策	<p>本市域内の鉄道、幹線道路は南北に走っていることや、都市形成の過程から東西の結びつき・連携が極めて弱いと感じています。</p> <p>金剛・金剛東地区と富田林・喜志地区を公共交通(バス)で直接結ぶこと、更に、都市のコンパクト化を進めると同時に生活の質を高めるスポーツ・レクリエーション施設として東部丘陵地帯の総合スポーツ公園や農業パークを全市民が使いやすくするために公共交通などで結び整備する</p> <p>「●東西地域を結ぶ公共交通の整備」も必要ではないかと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市の鉄道網は、南海と近鉄が南北に走っていることから、東西地域を結ぶ交通網の整備も課題であると考えております。</p> <p>したがいまして、本編の 88 ページ及び概要版 8 ページに、「○幹線バス軸の形成・近鉄富田林駅と南海金剛駅の東西の都市拠点間を円滑に移動できる環境の実現に向け、路線バスの乗り継ぎ割引制度の導入に取り組めます。」を加えることとします。</p>

富田林市立地適正化計画 新旧対照表

現行	修正案	ページ
<p>「6. 目標年次」 本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望し、<u>令和24(2042)</u>年を目標年次に設定します。 (以下 略)</p>	<p>「6. 目標年次」 本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望し、<u>令和25(2043)</u>年を目標年次に設定します。 (以下 略)</p>	資料1 P. 4
<p>「7. 誘導施策」 (1) 居住誘導のための施策 <u>居住の促進</u> ○誘導区域外での届出事務 (略) ○住み替え支援 ・市外への転出による人口減少に歯止めをかけるため、相談体制、情報提供の充実や、「富田林市若者・子育て世代転入促進給付金事業」を活用することで、居住誘導区域への住み替えを進めます。 ・高齢者、障がい者に対応した住宅供給の促進に努めます。 ○空き家の活用促進 (略)</p>	<p>「7. 誘導施策」 (1) 居住誘導のための施策 <u>居住の促進</u> ○誘導区域外での届出事務 (略) ○住み替え支援 ・市外への転出による人口減少に歯止めをかけるため、相談体制、情報提供の充実や、「富田林市若者・子育て世代転入促進給付金事業」を活用することで、居住誘導区域への住み替えを進めます。 ・高齢者、障がい者や若者世帯に対応した住宅供給の促進に努めます。 ○空き家の活用促進 (略)</p>	資料1 P. 83
<p>(3) 交通ネットワークのための施策 <u>公共交通の利便性の向上</u> ○公共交通の維持 (略) ○公共交通の活用促進 (略)</p>	<p>(3) 交通ネットワークのための施策 <u>公共交通の利便性の向上</u> ○公共交通の維持 (略) ○公共交通の活用促進 (略) <u>幹線バス軸の形成</u> ・近鉄富田林駅と南海金剛駅の東西の都市拠点間を円滑に移動できる環境の実現に向け、路線バスの乗り継ぎ</p>	資料1 P. 88

<p>○交通弱者の外出支援 (略)</p>	<p>○交通弱者の外出支援 (略)</p>	
<p>「1. 目標値の設定」 立地適正化計画で取組む施策の進捗や効果を、客観的かつ定量的に評価できる指標を設定し、目指す将来像の実現に向け、目標年次である令和24(2042)年における評価指標の目標値を設定します。</p> <p>(1) 居住誘導にかかる指標及び目標値 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における新たな人口推計によると、市の人口は、令和24(2042)年までに25.8%減少する見込みであり、居住誘導区域内の人口も同様に減少すると仮定すると、居住誘導区域内の人口密度は、56.8人/haまで減少します。 	<p>「1. 目標値の設定」 立地適正化計画で取組む施策の進捗や効果を、客観的かつ定量的に評価できる指標を設定し、目指す将来像の実現に向け、目標年次である令和25(2043)年における評価指標の目標値を設定します。</p> <p>(1) 居住誘導にかかる指標及び目標値 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における新たな人口推計によると、市の人口は、令和25(2043)年までに25.8%減少する見込みであり、居住誘導区域内の人口も同様に減少すると仮定すると、居住誘導区域内の人口密度は、56.8人/haまで減少します。 	<p>資料1 P. 116</p>
<p>(2) 見直し時期 <u>立地適正化計画</u> 計画策定 R4(2022)年 中間見直し R9(2027)年 中間見直し R14(2032)年 中間見直し R19(2037)年 目標年次 R24(2042)年</p>	<p>(2) 見直し時期 <u>立地適正化計画</u> 計画策定 R5(2023)年 中間見直し R10(2028)年 中間見直し R15(2033)年 中間見直し R20(2038)年 目標年次 R25(2043)年</p>	<p>資料1 P. 119</p>

現行	修正案	ページ
<p>「■目標年次」 本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望し、<u>令和24(2042)</u>年を目標年次に設定します。 (以下 略)</p>	<p>「■目標年次」 本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望し、<u>令和25(2043)</u>年を目標年次に設定します。 (以下 略)</p>	資料2 P. 1
<p>「■交通ネットワークのための施策」 <u>公共交通の利便性の向上</u> ○公共交通の維持 ○公共交通の利用促進 ○交通弱者の外出支援</p>	<p>「■交通ネットワークのための施策」 <u>公共交通の利便性の向上</u> ○公共交通の維持 ○公共交通の利用促進 ○<u>幹線バス軸の形成</u> ○交通弱者の外出支援</p>	資料2 P. 8
<p>「■計画の進行管理」 <u>立地適正化計画</u> 計画策定 <u>R4(2022)</u>年 中間見直し <u>R9(2027)</u>年 中間見直し <u>R14(2032)</u>年 中間見直し <u>R19(2037)</u>年 目標年次 <u>R24(2042)</u>年</p>	<p>「■計画の進行管理」 <u>立地適正化計画</u> 計画策定 <u>R5(2023)</u>年 中間見直し <u>R10(2028)</u>年 中間見直し <u>R15(2033)</u>年 中間見直し <u>R20(2038)</u>年 目標年次 <u>R25(2043)</u>年</p>	資料2 P. 11